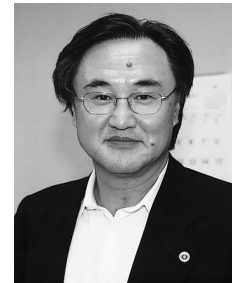


副会長の仕事



副会長 佐瀬 正俊

主な担当業務
司法改革総合、業務改革、弁護士倫理、
刑事拘禁、国際、外国人、OA刷新、
会則27条、会則等改正

4月に就任してから既に4カ月目に入りました。出席を要する私担当の24の委員会にもそれぞれ3回程度出席をし、理事者会もこの原稿を書いている段階で26回おこなったところであり、おおよそ委員会の様子などを把握できた段階にあります。

会の仕事に関して理解してもらいたいという事項を書いておこうと思います。

■ 会員は1万人という前提で考えること

現在の当会会員数は、約5千名です。昨年入会を許可されたのは、新規登録で234名、登録換で19名、再登録1名の合計254名です。司法試験合格者が現在の倍なることを考えると年間約500名の会員が登録することが予想されます。すると会員1万人時代は、10年後には到来するという前提での政策が必要だと思えます。意外とこの会員数による政策の違いは大きいものだと思推定しています。

■ 弁護士会は、組織だということ

組織である以上、当然に組織としての組織論も必要ですし、組織体としての意思形成には手続きが必要で、そのためには時間がかかります。組織としての弁護士会の意見は、それなりの効果と力を持っています。社会に会としての意見か否か誤解を与えない努力が必要です。

■ 制度の由来等を歴史として残す必要性

現状の制度だけを見ていたのでは、その制度の由来、現状がどのような努力の積み重ねで成り立っているかを知ることはできません。現状の制度の不十分な点は数限りなくあると思いますが、現状の制度も十数年前に比べると相当な進歩をしている点も多く存在します。現在もこのような努力の継続の上に成り立っていることを知らないと、その努力

の中核となってきた弁護士会の役割についても理解することができません。その理解を得るためには、制度の歴史等に関しては、絶えず文章化し、これからの若い会員の理解を得られるようにする努力もしなければいけないと思います。たとえば、その意味で顕著なものとして考えられるのは、サラ金事件関連の債務整理案件、破産・再生等の案件などです。これらは、いずれも弁護士会の中核的な努力なしには、現在の裁判所の取り扱い、行政庁での扱いは存在しません。

■ 現在の制度の趣旨も文章化する努力をすべき

弁護士会には、多くの委員会、ワーキング、プロジェクトチーム等の組織が存在します。今後、会員数が増加することにより、従前人から人へと伝えられてきた委員会の趣旨とか委員会のありかたについては、今後文字化した伝達方法によることが増加すると思えます。文字化することは面倒ではありますが、それをしなければ、継続した制度の趣旨を保持していくことが難しくなるでしょう。

■ 作業、手続きをPC化する体制が必要

会員の増大化に備え、その会員の管理、会員へのサービスは、格段に大きな作業量となることが予想され、今後の経費節減のためにもPC化できるものはPC化していくことが必要であり、そのための普段からの体制が必要でしょう。

今年の役員は、本当にそれぞれの専門があるようで、副会長としての立場ではなく、一人の専門家としての立場で意見を言っていることが多いようです。愚痴ってみたり、慰められたりなどして、仲良く毎日を過ごしています。ぜひ、仲良しの仲間に入ってください。